

神奈川県金属プレス工業団地建築協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この建築協定は建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条及び伊勢原市建築協定条例(昭和45年伊勢原市条例第10号)の規定により神奈川県金属プレス工業団地の利便を増進し、環境を整備することを目的とする。

(建築協定の区域)

第2条 この協定の区域は、神奈川県内陸伊勢原工業団地(昭和45年伊勢原市告示第13号)のうち伊勢原市鈴川5番3外の別添協定区域図に表示する区域とする。

(運営委員会の設置)

第3条 この建築協定を施行するため神奈川県金属プレス工業団地建築協定運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 前項の運営委員会に関する規程は、別に定める。

第2章 建築物に関する基準

第1節 敷地

(緑化等)

第4条 建築物の敷地は、次の各号に適合しなければならない。

(1) 敷地内の空地(材料置場・駐車場・その他工場施設を除く)は芝生又はクローバー等により土地の保護を図り、環境に応じた植樹を行い、これらの良好な管理を行わなければならない。

(2) 敷地内には適当な駐車場施設・通路を設けること。

(敷地の安全)

第5条 地盤沈下の誘発原因であるボーリング等による地下水の使用は認めない。

第2節 位置

(後退壁面線等)

第6条 後退壁面線は、各道路および水路の境界より3mを後退した位置に指定する。

2 前項の後退壁面線については、地盤面下の部分を除き建築基準法(以下「法」という。)第47条本文の規定を準用する。

3 背側面壁面線は、隣接境界線から2m後退した位置に指定する。

4 法第47条の規定は、前項の背側面壁面線に準用する。ただし、同条ただし書きに該当する部分及び平屋建の倉庫・機械室・自転車置場・その他これに類するもので、背側面壁面線から突出する部分の隣接境界線の一边に沿う長さが、その隣接境界線の1/5以下であるものはこの限りでない。

(空地の確保)

第7条 建築物の配置はできるだけ集約し、極力有効に空地を確保するものとする。

2 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、法第53条第1項第1号の規定を準用する。但し、同条第3項第2号の規定は適用しない。

第3節 構造

(不燃化)

第8条 建築物の主体構造は、原則として鉄筋コンクリート造・鉄骨造・コンクリートブロック造とし、外壁等も原則としてスレート等とし、不燃化を図らなければならない。ただし延べ面積50㎡以内の物置、その他の附属物はこの限りでない。

(美観)

第9条 建築物は、美観を確保し、周囲の環境との調和を図るよう努めなければならない。

第4節 建築設備等

(電柱等)

第10条 電灯引込線の取付口、その他これに類するものは、道路に面する側の建築物に直接道路に面する壁面等に設けてはならない。

(排水施設)

第11条 下水は下水道法及び水質汚濁防止法等の関係法令に基づき適切に処理し排水並びに排水しなければならない。

(へい等)

第12条 へいは生垣・金網・その他これらに類するものをしなければならない。

2 門及びへいの高さは2mを超えてはならない。

3 門その他出入口の幅・位置等は車の進出入が円滑に行われ道路交通に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(工業用水等)

第13条 団地内の飲料水及び工業用水は県営上水道とする。

第3章 雑則

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、県知事の認可公告のあった日から10年間とする。

2 前項に定める有効期間満了6ヶ月以前に、土地所有者等の過半数以上から廃止の申出がない場合は、期間満了の日の翌日から起算して更に10年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協定違反の勧告等)

第15条 この協定の違反があった場合には運営委員会がその是正を勧告しなければならない。

2 前項の勧告によっても違反が是正されないときは、運営委員会はその違反したものに対する適当な処置を講ずることができる。

(土地所有者等の届出)

第16条 土地所有者等は、土地所有者等の住所、氏名等に変更があった場合は、その旨を委員会に届出なければならない。

(建築等に関する承認)

第17条 建築物の建築等を行おうとする者は、建築確認申請が必要な場合にあっては、その申請前に、それ以外の場合にあっては、当該工事の着手等を行う前に建築等変更計画書を運営委員会に届出し、その承認を受けなければならない。

附則

(効力の発生)

1 この協定は、法第73条第2項の規定による神奈川県知事の公告があった日からその効力を生ずる。

(適用除外)

2 この協定の認可公告のあった日に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物（以下「既存建築物」という。）については、この協定を適用しない。ただし、この協定の認可公告のあった日以後に当該既存建築物を増築し、改築し又は移転する場合は、当該増築し、改築し又は移転する部分については、この協定の規定を適用する。